

## 19 年就業構造基本調査にみる中間所得層の動向



20 年 7 月に公表された「19 年就業構造基本調査」の結果より、主として所得階層別の状況について報告します。

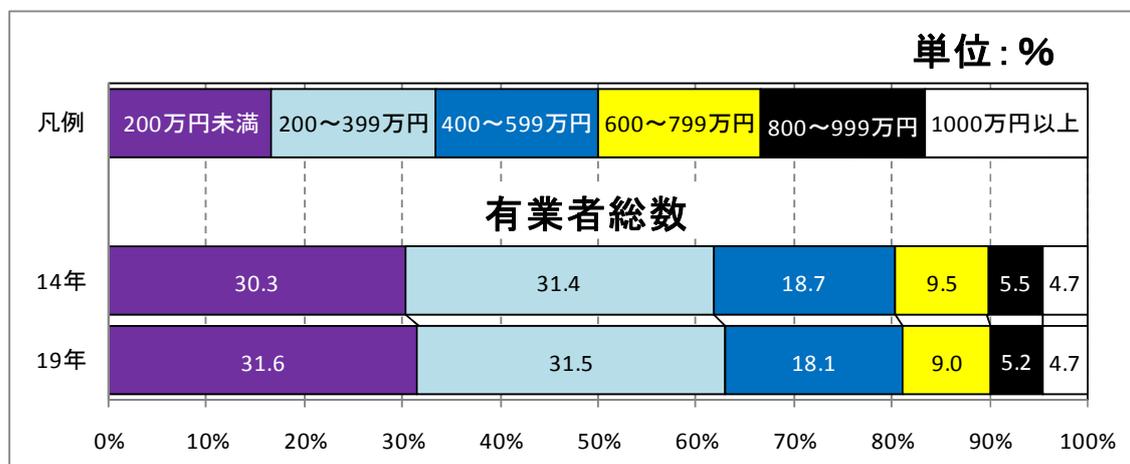
### 1. 所得階層の分布

#### (1) 有業者総数

#### **400 万円未満の所得階層が全体の 3 分の 2 弱を占める**

19 年の「有業者総数」（家族従業者を含む。以下「有業者総数」について同じ。詳しくは「注 1」参照。）では 200 万円未満の階層が全体の 31.6%と最も多く、次いで 200～399 万以下の階層が 31.5%となっている。両階層とも前回調査（14 年）より増加しており、2 階層を合わせた 400 万円未満の階層が全体の 3 分の 2 弱を占めている。（図 1）

図 1 所得階層別有業者数の構成割合（平成 14・19 年）



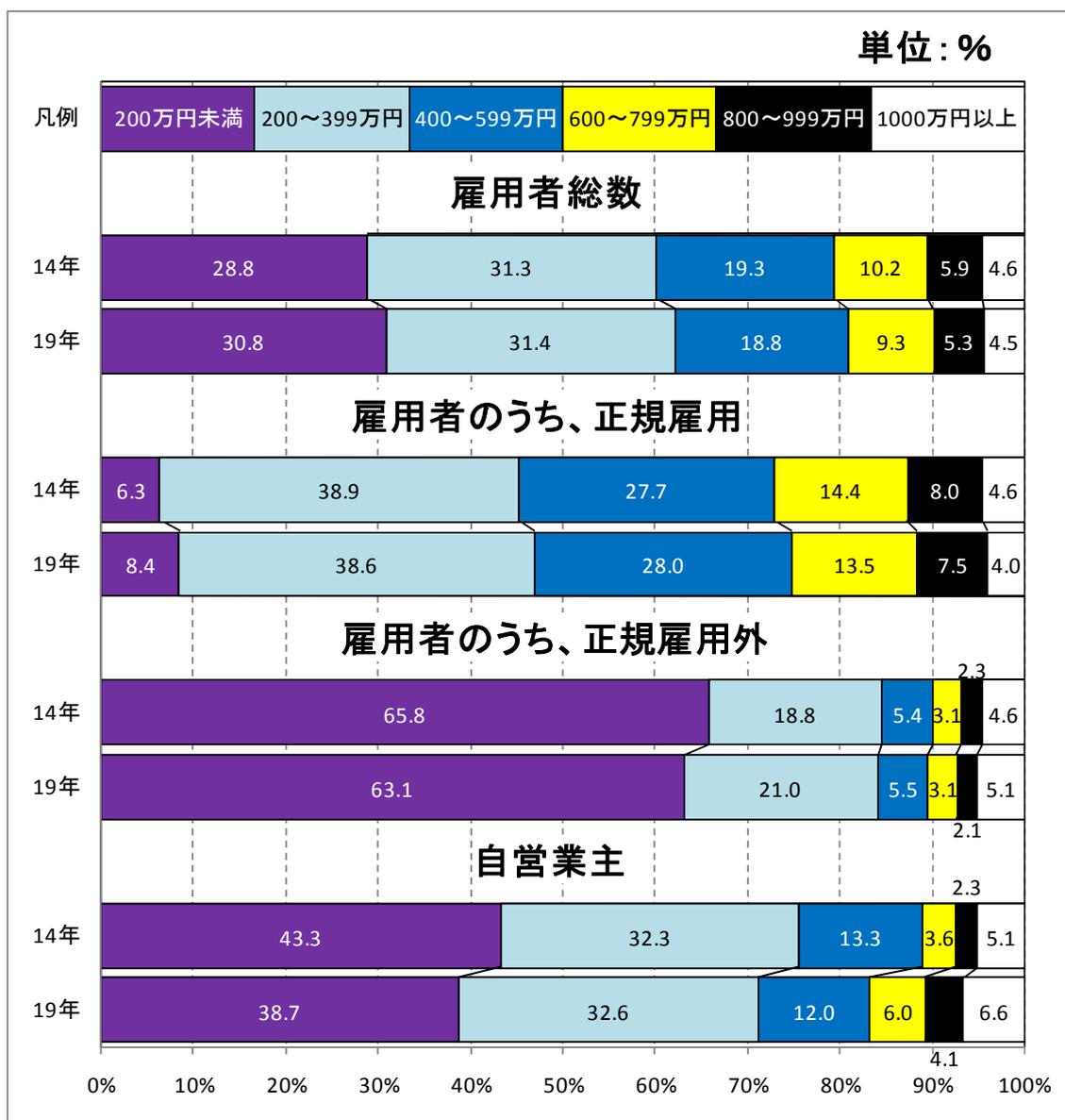
(注 1) 従業上の地位による区分については、「自営業主」、「家族従業者」及び「雇用者」に区分されており、うち、「家族従業者」については単独での集計は行われていないが、「就業者総数」では「家族従業者」を含めた数値が公表されている。

(2) 従業上の地位別

**正規雇用外の400万円未満までの所得階層の比率がわずかに低下**

従業上の地位別にみると、19年の「雇用者総数」ではほぼ「有業者総数」と同じ分布を示しているが、「正規の職員・従業員(以下、「正規雇用」という。)」と「それ以外の雇用者(パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣職員、嘱託及び(正規雇用以外の)その他の社員。以下、「正規雇用外」という。)」でみると、「正規雇用」は200万円未満の所得層の比率が8.4%であるのに対し、「正規雇用外」では63.1%とほぼ3分の2を占めている。

図2 所得階層別、従業上の地位有業者数の構成割合(平成14・19年)



前回と比較すると、「正規雇用」では400万円未満までの階層の比率は、45.2%から47.0%とやや増加する一方、「正規雇用外」では同所得階層の比率は84.6%から84.1%とわずかに低下している。

また、「自営業主」（内職者を含む。以下同じ。）の同所得層も前回の75.6%から71.3%と低下している。（図2）

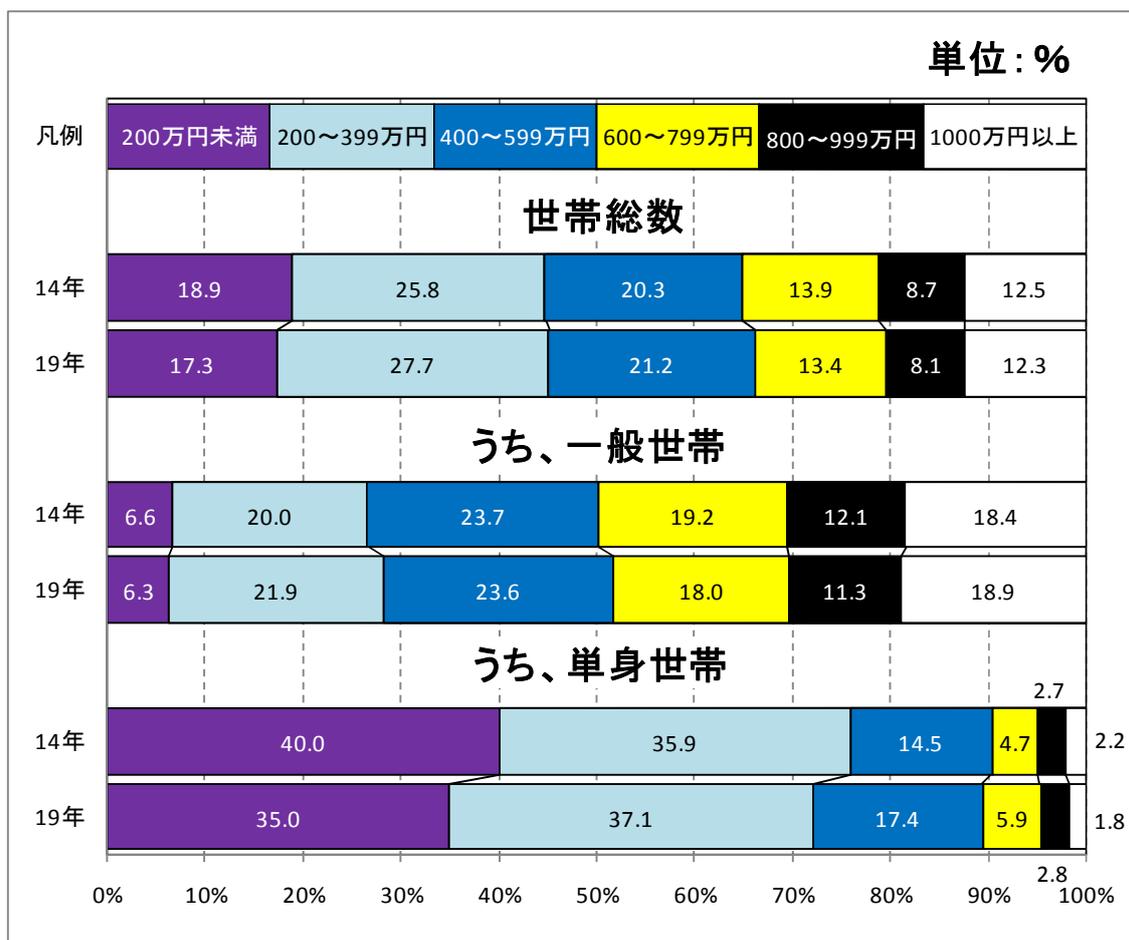
### (3) 世帯種類別

#### 単身世帯の400万円未満の所得階層の比率は4.0ポイント低下

世帯種類別にみると、19年の「総世帯」では400万円未満の階層が45.0%と半数以下となっているが、うち「一般世帯」では同比率が30%未満であるのに対し、「単身世帯」では70%を超えている。

また、前回と比較すると、「一般世帯」の400万円未満の階層は26.6%から28.2%に増加したのに対し、「単身世帯」の同比率は75.9%から72.1%と3.8ポイント低下した。（図3）

図3 所得階層別、世帯種類別の有業者数の構成割合（平成14・19年）



## 2. 中間所得者の所得額



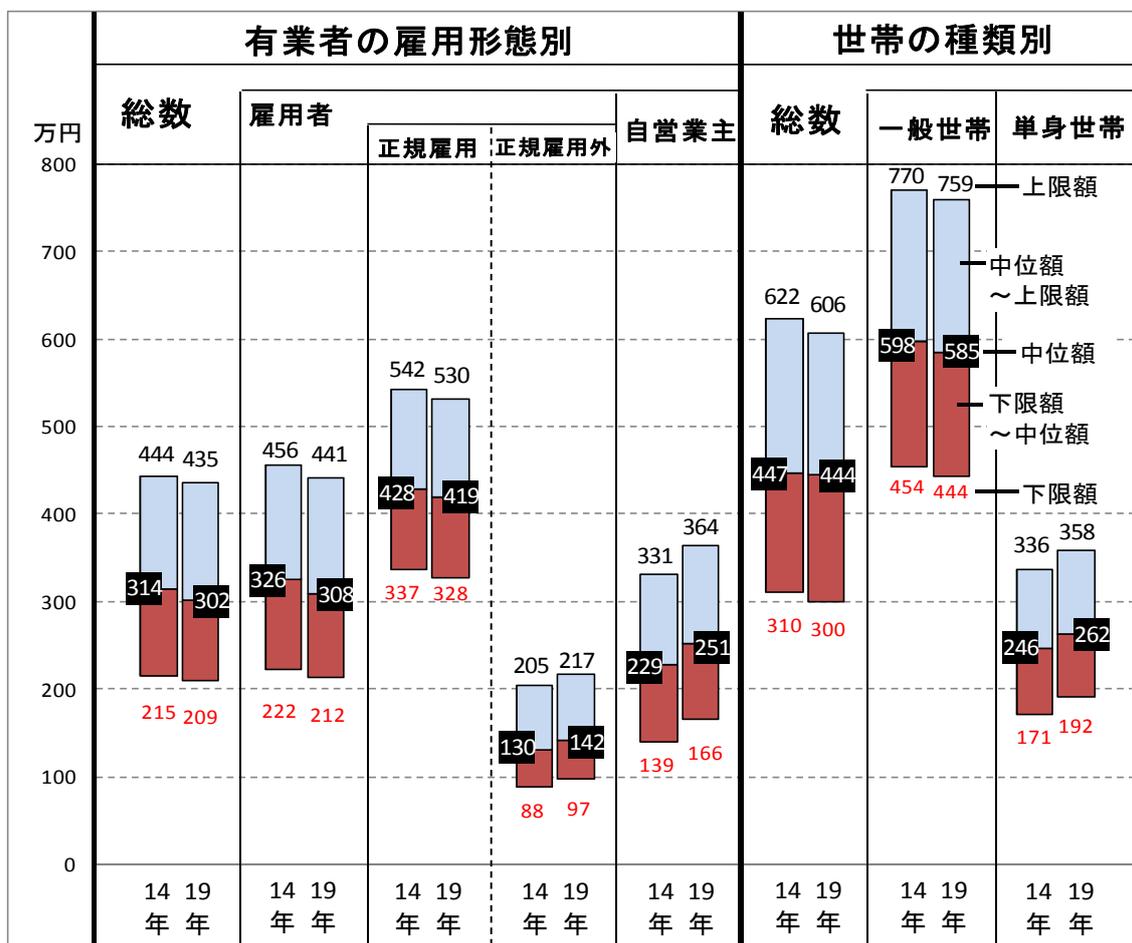
以下、有業者(世帯)の所得を所得額順に並べた場合、中間の 1/3 に位置する階層(注 2)を「中間所得者(中間所得世帯)」と定義し、その動向をみてゆく。

### (1) 有業者総数

#### 中間所得者の所得範囲は 209～435 万円と前回より低下

19 年の有業者総数では中位額の所得が 302 万円と、前回より 12 万円低下した。また中間所得者の所得範囲も 209～435 万円と、上限額、下限額とも前回より低下する一方、所得範囲は 3 万円縮小した。(図 4)

図 4 雇用形態別、世帯の種類別中間所得者の所得額 (平成 14・19 年)



(注 2) 有業者を所得の順に並べたとき、先頭から 1/3 番目から 2/3 番目までの所得層を「中間所得者(世帯)」とする。また、1/3、1/2 及び 2/3 番目となる就業者等が属する階層について、当該階層の就業者等の所得が等間隔で分布していると仮定し、それぞれの所得を、中間所得者(世帯)の「下限額」、「中位額」及び「上限額」と定義する。

## (2) 従業上の地位別

### **雇用者と自営業者、正規雇用と正規雇用外の格差は前回より縮小**

従業上の地位別では、「雇用者総数」では中位額、中間所得者の所得範囲とも低下したのに対し、「自営業者」は各数値とも上昇し、両者の中位額の差は97万円から57万円に縮小した。

また、「雇用者」を「正規雇用」と「正規雇用外」に分けてみると、前者は前回より低下、後者は前回より上昇し、若干格差が縮小したものの、「正規雇用」と「正規雇用外」の中位額については、なお277万円の開きがある。

(図4)

## (3) 世帯種類別

### **中間所得世帯の所得範囲は300～606万円と前回より低下**

19年の中間所得世帯の所得は、総数の中位額は444万円と、前回より3万円低下した。所得範囲では300～606万円と、下限額、上限額とも前回より低下している。

世帯種類別では「一般世帯」の中位額は585万円、所得範囲では444～759万円と、いずれも前回より低下した。

一方、「単身世帯」では中位額は262万円、所得範囲では192～358万円と、いずれも前回より上昇した。

「一般世帯」に対する「単身者」の中位額の比率は前回の0.41倍から0.45倍と若干上昇している。

(図4)

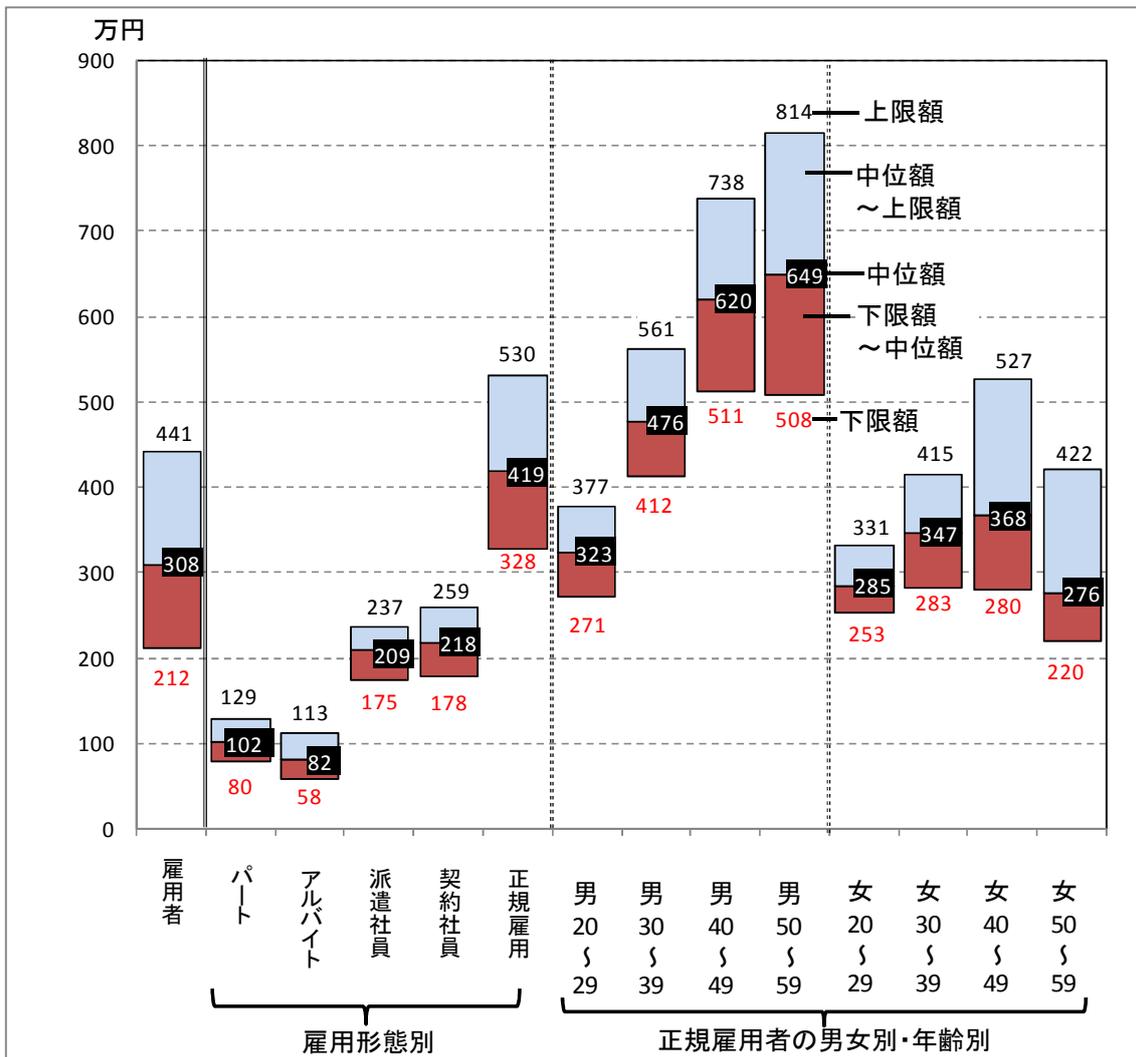
## (4) 雇用者の雇用形態別

### **正規雇用と派遣社員・契約社員の所得(中分位数)の差は200万円以上**

雇用者を雇用形態別にみると「正規雇用」と「正規雇用外」ではかなりの差があり、「正規雇用」の中位額が419万円、所得範囲では328～530万円であるのに対し、「パート」「アルバイト」との中位額の差は300万円以上、「派遣社員」「契約社員」と200万円以上の差があり、各「正規雇用外」の中間所得者の所得範囲の上限額は、いずれも「正規雇用」の下限額より下回っている。

(図5)

図5 雇用形態別、正規雇用の男女別年齢別の中間所得者の所得額（平成19年）



(5) 正規雇用の性・年齢階層別

**男性の20代と40代の所得の中位額の差は297万円**

正規雇用者を性別及び主な年齢階層別雇用形態別にみると、男性では、「20代」～「40代」にかけてかなりの差が生じており、中位額で比較すると、「20代」と「30代」・「40代」の差はそれぞれ「153万円」・「297万円」となっている。一方、女性では同年代の差はそれぞれ、「62万円」・「83万円」と男性ほどの差はなく、特に下限額では30万以下の差となっている。

また、男女の差については概ね年代が上がるほど大きくなっており、中位額で比較した場合、「20代」では38万円であるのに対し、「50代」では373万円の差となっている。(図5)

(6) 正規雇用者の男女別、主な産業大分類別中間所得者

**男性の「金融・保険業」では中間所得者の所得幅が最大**

正規雇用について、男女別産業大分類別にみると、産業全体では男性の中位額が476万円、所得範囲が385～593万円であるのに対し、女性の中位額は298万円と178万円の差があるのに加え、所得範囲では246～376万円と上限額でも男性の下限額を下回っている。

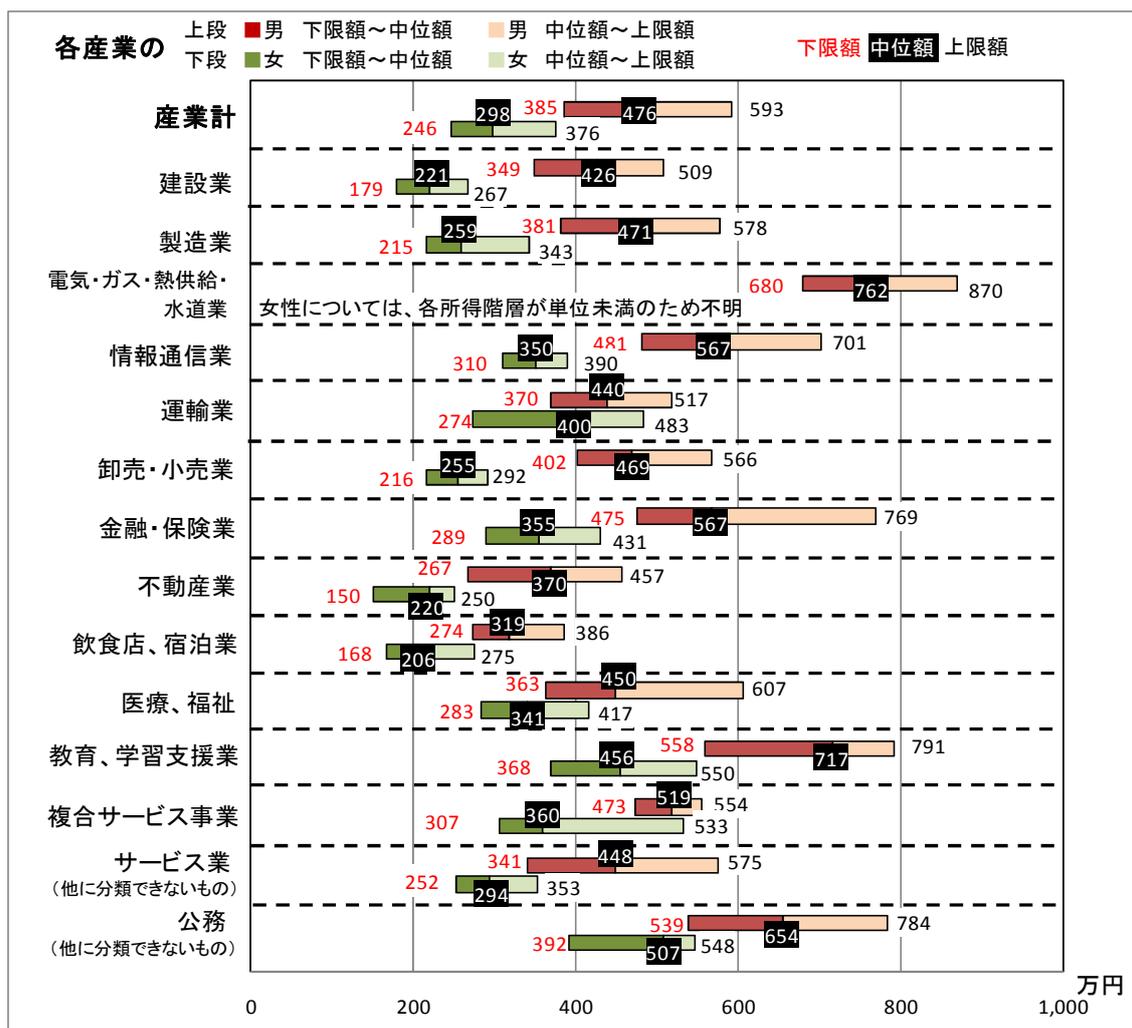
主な産業大分類別にみると、男性では女性より所得範囲の幅が大きい産業が多く、「金融・保険業」では475～769万円と最も大きくなっている。

また、男性の「電気・ガス・熱供給・水道業」では下限額でも600万円台であるのに対し、「飲食店、宿泊業」では上限額でも386万円とかなりの差となっている。

女性については、男性ほどの差はなく、最も所得範囲の幅が大きい「複合サービス業」で226万円の差となっている。

また、男女間の差をみると、中位額の差が最も小さいのは「運輸業」、最も大きいのは「教育、学習支援業」となっている。(図6)

図6 正規雇用の男女別産業大分類別の中間所得者の所得額(平成19年)



### 3. 中間所得世帯の他都市等比較



次に、本市と全国、18大都市、愛知県及び東海3県の人口30万以上の都市の中間所得者について比較してみる。

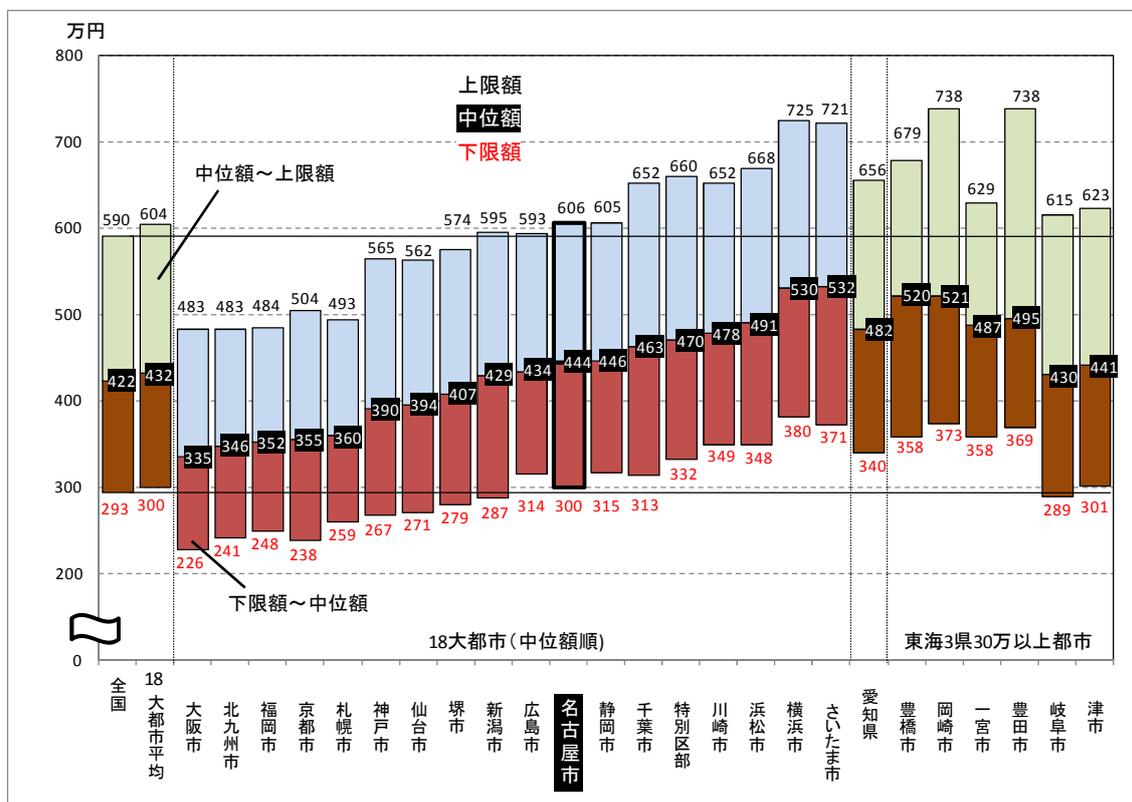
#### 京浜の各都市の世帯で高く、本市は大都市平均とほぼ同じ

本市の19年の中間所得世帯の所得の中位額は444万円、所得範囲は300～606万円で、全国値より若干高く、18大都市の平均値とほぼ同じ水準となっている。

他の18大都市と比較すると、浜松市からさいたま市にかけての京浜の各都市については、各数値ともほぼ本市を上回っており、それ以外の都市はほぼ本市を下回っている。特に「さいたま市」「横浜市」の2市については各数値とも一段と高く、中位額では当該2市のみ500万円台となっている。

愛知県については各数値とも本市を全て上回っている。さらに東海3県の人口30万以上の都市も本市を上回っており、特に岡崎市や豊田市は18大都市のトップであるさいたま市の数値に匹敵する高さとなっている。また、岐阜市や津市については、本市とほぼ同じ水準となっている。(図7)

図7 全国、愛知県、18大都市等の中間所得世帯の所得額（平成19年）



## 【就業構造基本調査について】

就業構造基本調査は、全国から抽出した約 45 万世帯の 15 歳以上の世帯員（約 100 万人）を対象に実施した調査結果に基づき、調査の範囲となる人口全体について算出したものであり、対象者の少ない区分については実際の数値との誤差が大きくなる場合がある。

## 【用語の説明】

### ● 有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 19 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者及び仕事を持っているが現在は休んでいる者。なお、家族の人が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得るための目的で仕事をしたことになる。また、家事・通学が主であり、仕事は従であるものについても、ふだん仕事をしている場合は有業者とする。

#### ○ 雇用者

会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

#### ○ 自営業主

個人経営の商店主、工業主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者で内職者を含む

#### ◆ 内職者

自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

#### ○ 家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者も含む。

### ● 雇用形態

#### ○ 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている者

#### ○ パート

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称と呼ばれている者

#### ○ アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称と呼ばれている者

#### ○ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者。ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

◆ 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の事務

◆ デパートの派遣店員など

- ◆ 形態が似ている民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向
- 契約社員
  - 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
- 嘱託
  - 労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
- その他
  - 上記以外の呼称の場合
- 世帯
  - 住居と生計を共にしている者の集まり
  - 一般世帯
    - 住居と生計を共にしている二人以上の集まり。なお、単身の住み込みの雇人は、その住み込んでいる世帯の世帯員とする。
  - 単身世帯
    - 一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人ひとり
- 所得
  - 単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいう。過去1年間（平成18年10月～19年9月、以下同じ。）に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積もりによる。
  - 自営業主の所得
    - 過去1年間に事業から得た収益、すなわち売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの。
  - 雇用者の所得
    - 賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額（現物収入は除く）
- 世帯所得
  - 世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間の収入（税込み額）をいう。なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的収入は含まない。
- 産業
  - 就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類による。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類による。
  - 産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを使用している。